

## 旭川空港PRロゴマークデザイン使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旭川空港PRロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）デザイン使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱においてロゴマークデザインとは、旭川空港PRロゴマークデザインマニュアルに示すデザインとする。

(使用目的)

第2条の2 旭川空港のPR又は利用促進に寄与するものに使用するものとする。

(使用申請)

第3条 第2条に掲げるロゴマークデザインを使用しようとする者は、あらかじめ、旭川空港PRロゴマーク使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、これを市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 市の機関又は市の機関が事務局を担う団体が使用する場合。
- (2) 報道機関が報道の目的に使用する場合。
- (3) その他市長が適当と認めた場合。

(使用承認)

第4条 市長は、前条本文の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、ロゴマークデザインの使用を承認するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を承認しない。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (3) 不当な利益を得るために利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (5) 市及び旭川空港の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (6) その他市長が使用について不適当と認めたとき。

2 前項本文の承認は、旭川空港PRロゴマークデザイン使用承認通知書（様式第2号）を交付することにより行うものとする。次項において使用を承認しないときも、同様とする。

3 市長は、第1項ただし書の規定により使用を承認するに当たって、必要な条件を付すことができる。

(使用承認期間)

第4条の2 デザインの使用承認期間は、特段の定めのない限りにおいて、申請のあった年度から起算して5年経過後の年度末（3月31日）までとする。

(使用料)

第5条 ロゴマークデザインの使用は無償とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 ロゴマークデザインの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容及び第4条第3項の規定により付された条件に従って使用すること。
- (2) 使用マニュアルに定められた色、形状等に従って使用すること。

2 市長は、使用者が前項の規定に従わないときは、必要な改善を求め、又はその使用を中止させることがある。

(承認の取消し)

第7条 市長は、ロゴマークデザインの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークデザインの使用承認を取り消すとともに、使用者にその旨を通知するものとする。

- (1) 第4条第1項ただし書各号のいずれかに該当し、又は第6条第1項の規定に反していると認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な手段によりロゴマークデザインの使用承認を受けたと認められるとき。

2 前項の規定による使用承認の取消しは、旭川空港PRロゴマークデザイン使用承認取消通知書（様式第3号）により行うものとする。

(使用者の責任)

第8条 ロゴマークデザインの使用に係る自己及び第三者への損害について、市は一切の責任を負わない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほかロゴマークデザインの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月29日から施行する。